

[事案 2022-259] 新契約無効請求

・令和5年6月2日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和63年8月に契約した終身保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、積立であると説明を受けたため信用して契約したが、保険料払込満了の案内を機に保険会社に問い合わせたところ、本契約のうち、特約部分は掛け捨てであることがわかった。
- (2)申込みの際、募集人から、特約部分も含めて積立であり、途中で解約しなければ、支払った保険料が全額戻ってくるとの説明を受けた。当時、寮生活の一人暮らしで、家族がいなかったことから、死亡保障は不要であり、支払った保険料が全額戻ってこないのであれば契約することはなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、主契約と特約といった異なる保険の内容で構成されており、これらを区別せず、募集人が契約全体を漠然と「積立」であるというような説明をすることは、通常考えられない。
- (2)設計書には、本契約が主契約と特約から構成されていることが記載されている一方、「積立」型の保険契約によくある満期保険金の記載はない。
- (3)ご契約のしおり・約款の解約返戻金の推移表を見れば、特約の解約返戻金について、既払込保険料を下回ることは容易に分かる。加えて、保険証券には、主契約の解約返戻金の推移が記載されているが、特約の解約返戻金の推移は記載されていないことから、特約の解約返戻金がないか、または、あっても非常に少額なことを意味している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。